

石綿事前調査結果報告についてよくある質問

1 報告の対象について

1	解体工事の床面積は80㎡未満でも、請負金額が100万円を超えている場合、事前調査結果報告は必要ですか。	解体工事の場合は請負金額に関係なく、解体面積が80㎡未満であれば、報告は不要です。
2	過去に事前調査結果の報告をした建物で、その後また改修工事を行う場合、再度報告が必要ですか。	請負金額が100万円以上の場合、その都度報告が必要です。
3	解体工事中に、事前調査で発見されず事前調査結果報告もしていない石綿含有建材が見つかりました。どうすればいいですか。	工事中に新たな石綿含有建材が把握された場合は、事前調査結果の報告を修正してください。 なお、新たにレベル1又は2の石綿含有建材が見つかった場合は、仙台市環境対策課に至急ご連絡ください。
4	複数棟の解体等工事の申請については、1棟ずつ申請でしょうか、まとめて申請すればよいですか。	全ての棟の解体等工事がまとめて契約となっている場合は、報告もまとめて行ってください。 棟ごとに契約が別々であれば、それぞれ報告してください。
5	石綿の新たな使用が禁止された2006年（平成18年）9月1日以降に設置の工事に着手した建築物等についても、事前調査の実施及び結果の報告は必要ですか。	この場合も事前調査及び事前調査結果の報告が必要となります。 なお、事前調査については、設計図書等により当該建築物等の新築工事の着工日を確認する方法とすることができます。

2 報告時期について

1	改修工事について、当初請負金額70万円のため報告不要だったものが、追加工事により請負金額が100万円を超えた場合、追加工事実施前に当初契約の内容も含めて調査内容を報告すればよいですか。	合計金額が100万円を超えることが判明した時点で速やかに報告してください。 また備考（システムでは「自由記載欄」）に報告までの経緯を記載してください。
2	長期工事の一部作業として工作物等の撤去等を行う場合、事前調査結果報告は全体工事の着工前ではなく、当該工作物等の撤去作業を行う前まででよいですか。	全体工事の着工までに事前調査の実施及び報告が必要です。 着工前に分析結果が間に合わない場合は、当初「みなし」として報告し、分析結果が判明した後に申請内容を変更してください。

3 アカウントについて

1	GビズIDをエントリーからプライムに変更したいのですが、石綿事前調査結果報告システムの中で対応が必要な事項があれば教えてください。	本システムで対応いただくことはありません。
2	GビズIDの「プライム」のみで使える機能はどのようなものがありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 一括申請機能：複数の工事の事前調査結果報告を一度に電子申請することができます。 グループ設定：支店や営業所などの単位で申請情報を管理することができます。

4 石綿事前調査結果報告システムの操作について

1	石綿事前調査結果報告システムの操作方を教えてください。	操作方法につきましては報告システムの利用者マニュアル (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/) をご確認ください。
2	電子申請内容の間違いに気が付きました。修正することはできますか。	<p>工事終了日までの間は、申請を修正することができます。</p> <p>利用者マニュアル・詳細機能編 (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/user-manual-2.pdf) の97ページをご覧ください。</p>
3	工事終了日の過ぎてしまった電子申請を修正することはできますか。	石綿事前調査結果報告システムにて、一旦工事終了日を仮で修正日以降の日付にして変更申請し、再度申請一覧画面から当該物件を選択すると編集可能となります。

5 紙での提出について

1	紙で環境対策課に報告書を提出した場合、労働基準監督署への提出はしなくてよいのでしょうか。	紙での報告の場合は、別途同労基準監督署に労働安全衛生法に基づく報告様式に必要事項を記入して提出する必要があります。
2	紙で提出した報告書は、事前報告システムで見ることができますか。	行政側で石綿事前調査結果報告システムに入力していますが、事業者側の画面では見ることはできません。

6 掲示板について

1	現場に設置する掲示板の様式のExcelデータはありませんか。	<p>石綿事前調査結果報告システムで報告した工事については、入力内容を基にExcelデータをダウンロードすることができます（事前調査結果の発注者への説明書も同様に可能です）。</p> <p>詳しくは「利用者マニュアル・詳細機能編」 (https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/pdf/user-manual-2.pdf) の125ページ「(2) ファイル出力の操作について」をご覧ください。</p>
---	--------------------------------	--

7 罰則等について

1	事前調査結果報告を行わなかった場合は、どうなるのでしょうか。	事前調査結果の報告を行わずに石綿等工事を行った場合、関係行政機関から法令違反の指摘や指導、罰則が科せられる場合があります。
---	--------------------------------	---